

# ひまわりアパートメント利用規約(ひまわりアパートメント対応集合住宅利用者用)

ひまわりネットワーク株式会社(以下「当社」という。)、放送法、電気通信事業法およびその他の法令(以下「法」という。)  
の第1に基づき、放送サービス、インターネット接続サービス(以下「本サービス」という。)を提供します。  
第1条(用語の定義)

用語	用語の意味
1 電気通信設備	有線テレビジョン放送および、電気通信を行うための機械、器具、線路、その他の電気的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して、他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 デジタル放送サービス	当社と契約を締結し、その対価を支払った場合にのみ当社が貸与するデジタルホームターミナルを利用し、デジタル方式による番組を視聴できるようにするサービス
4 放送サービス	有線テレビジョン放送設備を利用して音響、音響及び符号等を送信すること
5 電気通信回線	電気通信設備間を回線
6 インターネット接続サービス	当社の提供する電気通信回線設備(送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの付属設備をいいます。以下同じとします。) を使用して、主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルを利用した電気通信サービス
7 当社取扱局	電気通信設備を設置し、それにより本サービスを提供する当社の取扱局
8 当社事業業	本サービスに関する業務を行う当社の事業所
9 加入者	当社と加入契約を締結している者を「建物代表者をいう」
10 加入契約	当社から本サービスの提供を受けるための契約
11 利用者	当社と利用契約を締結している者「入居者をいう」
12 取扱局交換設備	本サービス取扱局に当社が設置する交換設備
13 引込設備	加入者及び利用者の本サービスを利用する為、デジタル放送サービス施設に接続された引込点(タップオフまたはクローズャー)から契約対象物件の保安器または棟内ノードまでに設置された引込線及び機器
14 宅内設備	加入者及び利用者本サービスを利用する為、契約対象物件の保安器または棟内ノードの出力端子から受信機までに設置された宅内線、受信機、受信機
15 受信機	利用者宅内のテレビ受像機及びFM受信機
16 契約者回線	加入契約に基づいて、取扱局交換設備と契約の申込者の指定する場所との間に設置される電気通信回線
17 ケーブルモデム	当社契約者回線の終端に位置し、端末設備と第1種本サービスに係る当社の設備との間の信号変換機能を有する電気通信設備
18 デジタルホームターミナル	当社が貸与し、デジタル放送サービスを受信する為に受信機に接続するコンバーター、録画機能や通信機能などを有したデジタルホームターミナルもあ
19 C-CASカード	デジタルホームターミナルに挿入されることによりデジタルホームターミナルを制御する、ICを組み込んだ当社が貸与するカード
20 B-CAS	株式会社ビエス・コンデジショナルアクセスシステムの略
21 B-CASカード	デジタルホームターミナルに挿入されることによりデジタルホームターミナルを制御する、ICを組み込んだB-CASが貸与するカード
22 端末設備	契約者回線の一端に接続される電気通信設備であって、電気通信設備の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内(これに準ずる区域内を含みます)又は同一の建物内であるもの
23 自営端末設備	契約者が設置する端末設備
24 自営電気通信設備	電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
25 相互接続点	当社と当社以外の電気通信事業者との間の相互接続協定に基づく接続に係る電気通信設備の接続点
26 インターネット接続事業者	主としてインターネットプロトコルにより、本邦外の他の事業者との接続サービスを提供する電気通信事業者
27 契約者回線等	(1) 契約者回線 (2) 相互接続点 (3) インターネット接続事業者との相互接続点 (4) その他当社が必要により設置する電気通信設備
28 ドメイン名	日本ネットワークインフォメーションセンター(以下「JPNIC」といいます。))によって割当てられる組織を示す名称
29 IPアドレス	インターネットプロトコルとして定められている32bitのアドレス
30 消費税相当額	消費税法(昭和63年法律第108号)及び同法に關する法律の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法(昭和25年法律第226号)及び同法に關する法律の規定に基づき課税される地方消費税の額
31 加入者施設	保安器または棟内ノードの出力端子以降の施設で、当社が貸与した施設以外の施設
32 当社施設	当社取扱局から保安器または棟内ノードまでの施設および当社が貸与した施設
33 本施設	当社施設および加入者施設
34 ACASチップ	デジタルホームターミナルに挿入されることによりデジタルホームターミナルを制御する、現行のB-CAS方式及び4K放送に対応したチップ

## 第2条(サービスの提供区域)

当社は、行政区画、その地域の社会的経済的諸条件、本サービスの需要と供給の見込み等を考慮して本サービス区域(以下「サービス区域」という。)を設定します。

2 当社は、サービス区域を表示する図表を当社事業所において閲覧に供します。

## 第3条(本サービスの種目)

当社は、サービス区域において本サービスを提供するため当社施設により本サービスを提供するものとします。

- 1 本サービスの種目は、次のとおりとします。
- (1) 放送サービス
- (2) インターネット接続サービス

3 当社は、やむを得ぬ事情により放送内容等を含む本サービスの内容を変更または中止することがあります。なお、当該変更又は中止について、当社は、利用者に対して事前に通知するものとし、これにより生じる損害や賠償には応じません。

## 第4条(放送サービスの種別)

当社は、サービス区域で次の放送サービスを提供します。

- 1 録画機能を持たないデジタルホームターミナルにより提供される、放送サービス基本利用料金の範囲内で行う放送サービス(以下「デジタルベーシックチャンネル」といいます。以下、「レギュラー」、「ライト」、「コミュニティ」、「劇スポ」、「ハッピー」の5とおりのコース。
- 2 放送サービス基本利用料以外の当社に定めた料金による録画機能付きデジタルホームターミナルにより提供されるサービス。(以下「録画」)
- 3 デジタル放送サービス基本利用料以外の当社が定めた料金による再生機能及び録画機能付きデジタルホームターミナルにより提供されるサービス。(以下「ブルーレイ搭載録画」といいます)
- 4 デジタル放送サービス基本利用料以外の別表記載の有料による録画機能を持たない新4K放送対応デジタルホームターミナル(ACAS対応)により提供されるサービス。(以下「新4K放送対応STB」といいます)
- 5 デジタル放送サービス基本利用料以外の別表記載の有料による録画機能付き新4K放送対応デジタルホームターミナル(ACAS対応)により提供されるサービス。(以下「新4K放送対応記録」といいます)
- 6 デジタル放送サービス基本利用料以外の別表記載の有料によるブルーレイディスク(STB2)により提供されるサービス。(以下「ケーブルプラスSTB2」といいます)
- 7 放送サービス基本利用料以外のそれぞれ当社に定めた料金による放送サービス。但し、WOWOWの有料放送は含みません。(以下「デジタルプレミアムチャンネル」といいます)
- (8) デジタル放送サービス基本利用料以外のそれぞれ当社に定めた料金による映像配信サービス。(以下「IP-VOD」といいます)

## 第5条(インターネット接続サービスの種別)

当社は、サービス区域で次のインターネット接続サービスを提供します。

- (1) ケーブルモデムにより提供される、インターネット接続サービス基本料金の範囲内で行うインターネット接続サービスで、「アパートプレミアムプラン」「アパートスタンダードプラン」「アパートステップアッププラン」「アパートスタートプラン」の4とおりのコース。
- (2) インターネット接続サービス基本利用料以外のそれぞれ当社が定められた料金による付加機能サービス。

## 第6条(利用者の単位)

利用契約は1世帯ごと締結するものとします。この場合、1契約につき1人に限ります。

## 第7条(加入者の単位)

- 1 加入契約は引込線1回線ごと締結するものとします。
- 2 世帯又は企業として加入契約を締結するものとします。
- (3) ひまわり光サービスと従来の同軸(BFC)サービスは同時に契約できません。

## 第8条(利用申込の方法)

利用申込をするときは、この約款をご承認の上、次の書類を当社又は代理店に提出していただきます。

- (1) 利用申込者の氏名、住所、放送サービスを受ける受信機の台数、利用を希望する本サービスの種類等特定の事項を記入した利用申込書。

## 第9条(利用申込の承諾)

当社は、前条の定めにかかわらず、次の場合には利用申込を承諾しないことがあります。

- (1) 利用申込について、宅内設備の設置又は保守することが技術上著しく困難な場合。
  - (2) 利用申込者が本サービスの料金又は工事費の支払いを怠る恐れがある場合。
  - (3) その他本サービスに関する当社の業務の遂行上著しく支障がある場合。
- 2 利用契約は、放送法が利用申込を受け付けた時にこれを審判し、承諾したときに成立するものとします。
- 3 会社は、放送法第147条第1項の有料放送の役務の提供に関する契約が成立したときは、遅滞なく、放送法第150条の2第1項の書面(以下「契約書面」といいます)を作成し、加入者に交付するものとします。
- 4 加入者の承諾(以下「同意書」といいます)は、会社は、契約書面の交付に代えて、放送法第150条の2第2項に定める情報通信の技術を利用する電子交付の方法により前項の事項を加入者に提供することができるものとします。

## 第10条(利用申込書記載事項の変更)

利用者は、その氏名、名称の変更、住所の表示変更、金融機関口座の変更、支払方法の変更等利用申込書記載事項に変更がある場合、速やかに当社に届け出るものとします。

2 利用者は、前項の場合、別途当社に定める規定により変更に必要な費用をお支払いいただきます。

## 第11条(本サービスの利用)

デジタルベーシックチャンネルの「レギュラー」、「ライト」、「コミュニティ」、「劇スポ」、「ハッピー」を同時に利用することはできません。

2 デジタルベーシックチャンネルの「レギュラー」、「コミュニティ」、「劇スポ」、「ハッピー」インターネット接続サービスの「アパートプレミアムプラン」「アパートスタンダードプラン」「アパートステップアッププラン」「アパートスタートプラン」のコース変更手続きに要する別途当社が定める費用は利用者の負担となります。

3 案録又はブルーレイ搭載録画又は新4K放送対応STB及び新4K放送対応記録、ケーブルプラスSTB2の利用について次に定めます。

- (1) 接続者は、デジタルベーシックチャンネルを利用せずに、案録又はブルーレイ搭載録画又は新4K放送対応STB及び新4K放送対応記録、ケーブルプラスSTB2のみを利用することはできません。
- (2) 当社は、案録又はブルーレイ搭載録画及び新4K放送対応記録の利用者には、録画機能を持たないデジタルホームターミナルに替えて録画機能付きデジタルホームターミナルを設置します。案録又はブルーレイ搭載録画及び新4K放送対応記録の解約又は解除により案録又はブルーレイ搭載録画及び新4K放送対応記録が終了する場合は、録画機能付きデジタルホームターミナルの設置を撤去し、録画機能を持たないデジタルホームターミナルに替えるものとします。この場合の設置や撤去等に要する費用は利用者の負担となります。
- (3) 当社は、新4K放送対応STBの利用者には、録画機能に追加して新4K放送対応STBを設置します。録画機能を持たないデジタルホームターミナルにおいては、新4K放送対応STBに替えて設置します。新4K放送対応STBの解約により新4K放送対応STB加入契約が終了する場合は、新4K放送対応STBを撤去し、録画機能を持たないデジタルホームターミナル又は案録又はブルーレイ搭載録画に替えるものとします。この場合の設置や撤去に要する費用は利用者の負担となります。

4 IP-VODの利用は、「IP-VODサービス「mailplus(みるプラス)」加入契約約款」および「IP-VODサービス利用規約」に定めるところによります。

5 ケーブルプラスSTB2の利用は、「ケーブルプラスSTB・STB2利用規約」に定めるところによります。

6 利用者は、デジタルベーシックチャンネルを利用せずに、デジタルベーシックチャンネルのみを利用することはできません。デジタルプレミアムチャンネルは、毎月1日から末日までの1ヶ月を単位として利用することが出来るものとし、月末までに特に申し出の無い場合には自動継続するものとします。一部デジタルベーシックチャンネルのご視聴には、新4K放送対応STB及び新4K放送対応記録の利用が別途必要です。

7 当社は、番組の追加・削除・変更を実施する場合があります。

8 当社は、次の場合、放送内容を予告無しに変更することがあります。

- (1) 天災事変その他の非常事態が発生した場合又は発生する恐れがある場合。
- (2) その他の事情により緊急に変更せざるを得ない場合。

9 本サービスについては、最低利用期間があります。

- (1) デジタルベーシックチャンネルの「レギュラー」、「ライト」、「劇スポ」、「ハッピー」、インターネット接続サービスの「アパートスタンダードプラン」「アパートステップアッププラン」について、前項の最低利用期間は各サービスの提供を開始した日(以下「起算日」といいます)から起算して1ヶ月間とします。
- (2) 前項の最低利用期間中に、デジタルベーシックチャンネルの「レギュラー」、「ライト」、「劇スポ」、「ハッピー」、インターネット接続サービスの「アパートスタンダードプラン」「アパートステップアッププラン」の利用契約の解除の申し出があった場合は、前項の最低利用期間を経過したときに解除されるものとします(解除の申し出があったときから前項の最低利用期間が経過するまでの間、当社が利用停止の措置をとることがあります)。この場合、利用者は当社に対し、当社の定める期日までに、前項の最低利用期間に対応する料金を(付加機能使用料を除きます。)に消費税相当額を加算した額とします。)を当社が指定する方法により一括して支払うものとします。
- (3) 案録は、サービスの提供を開始した日から起算して最低1年間利用していただきます。
- (4) ブルーレイ搭載録画は、サービスの提供を開始した日から起算して最低2年間利用していただきます。
- (5) 新4K放送対応記録は、サービスの提供を開始した日から起算して最低1年間利用していただきます。案録又は新4K放送対応記録を2台以上利用している場合、2台目以降の新4K放送対応記録に限りサービスの提供を開始した日から起算して最低1年間利用していただきます。
- (6) 案録、ブルーレイ搭載録画及び新4K放送対応記録において、最低利用期間中に解約又は解除があった場合、解約又は解除の日、解約又は解除の属する日の翌月か、最低利用期間の未経過分に対する案録又はブルーレイ搭載録画及び新4K放送対応記録利用料の合計額を一括してお支払いいただきます。
- (7) アパートプレミアムプランについては、サービスの提供を開始した日から起算して最低1年間利用していただきます。アパートプレミアムプランの最低利用期間中に解約又は解除があった場合、解約または解除として、解約又は解除日の属する日の翌月か、最低利用期間の未経過分に対し、1ヶ月あたり702円乗じた合計額を一括してお支払いいただきます。

## 第12条(デジタルホームターミナル)

加入者は、各世帯につきデジタルホームターミナルを当社より貸与を受けることができるものと、利用者はこれを利用することができるものとします。

2 利用者は、前項のデジタルホームターミナルを1台目として2台以上のデジタルホームターミナルの利用を希望する場合、当社の定める利用料金、ならびに工事費を当社に支払うことにより貸与できるものとします。

3 加入者が、加入契約を解約または解除した場合、もしくは利用者が利用契約を解約または解除した場合、当該デジタルホームターミナルをすみやかに当社に返却するものとします。

4 利用者は、当社が必要に応じて行うデジタルホームターミナルのバージョンアップ作業の実施に同意するものとします。

5 デジタルホームターミナルの通信機能の利用は、設備・技術的制約等や利用できない場合があることに同意し、その通信機能を利用する場合は、利用者の責任において行うものとします。

6 加入者が当社より貸与を受けるデジタルホームターミナルについて故障が発生した場合には、当社は、その修理、交換およびその他必要な措置を無償にて対応するものとします。ただし、利用者が故意または過失によりデジタルホームターミナルを破損または紛失した場合には、利用者は、当社のデジタルホームターミナル販売価格相当額を当社に支払うものとします。また、当社が認める場合を除き、利用者はデジタルホームターミナルの交換を請求することができないものとします。但し、当社が認める場合であっても、交換手数料を申し受ける場合があります。

7 当社は、視聴状態の確認を行うために、第39条(個人情報)の規定を遵守した上で、利用者の使用するデジタルホームターミナルと、電話番号による通信を行うこと(個人ID)を認めるものとします。

## 第13条(B-CASカードおよびC-CASカード)

デジタル放送サービスを受ける加入者及び利用者の個人情報、当社への加入申込及び利用申込時にB-CASへ登録される方の氏名、個人情報の変更が生じた場合も当社からB-CASへ連絡いたします。ここで登録される個人情報とは、加入者及び利用者の氏名、生年月日、性別、住所及び電話番号を特定する情報を含みます。また、当社はB-CASの間に転送保守契約を結び、加入者及び利用者の保護をはかることとします。

2 B-CASカードに関する取扱いについては、B-CASの「B-CASカード使用許諾契約約款」に定めるところによります。

3 C-CASカードを必要とするデジタルホームターミナルを利用する加入者及び利用者は、C-CASカードを当社から貸与するものとします。また、当社は必要に応じて、加入者及び利用者にC-CASカードの交換及び返却を請求できるものとします。

4 C-CASカードは当社に帰属し、当社の手配による以外のデータ追加、変更、改竄を禁止し、それらが行われたことによる当社が第3条に及ぼした損害、利益損耗については、加入者及び利用者が賠償するものとします。

5 利用者が故意又は過失によりC-CASカードを破損または紛失した場合には、利用者はその損害分として、別表記載の損害賠償金を当社に支払うものとします。

## 第14条(ケーブルモデム)

加入者は、各世帯につきケーブルモデムを当社より貸与を受けることができるものと、利用者はこれを利用することができるものとします。

2 加入者が当社より貸与を受けるケーブルモデムについて故障が発生した場合には、当社は、その修理、交換およびその他必要な措置を無償にて対応するものとします。ただし、利用者が故意または過失によりケーブルモデムを破損または紛失した場合には、利用者は、当社のケーブルモデム販売価格相当額を当社に支払うものとします。また、当社が認める場合を除き、加入者及び利用者はケーブルモデムの交換を請求することができないものとします。但し、当社が認める場合であっても、交換手数料を申し受ける場合があります。

3 利用者は、当社が必要に応じて行うケーブルモデムのバージョンアップ作業の実施に同意するものとします。

4 加入者が、加入契約を解約または解除した場合、もしくは利用者が利用契約を解約または解除した場合、当該ケーブルモデムをすみやかに当社に返却するものとします。

## 第15条(利用に係る利用者の義務)

利用者は、次のことを守っていただきます。

(1) 当社が加入者に基づき設置した電気通信設備を移動し、取りはらぎ、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線索その他の物体を連絡しないこと。ただし、天災、事変その他の事象に際しては保護する必要があるときは、又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要となるときは、この限りであり、また、

(2) 故意に契約者回線もしくは利用回線を保留したまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。

(3) 当社が業務の遂行上支障がないと認めない場合を除いて、当社が加入者に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。

(4) 当社が業務の遂行上支障がないと認めない場合を除いて、当社が契約に基づき設置した端末設備をしてインターネット接続サービスが利用可能である状態としないこと。

(5) 違法に、又は明らかに公序良俗に反する態様においてインターネット接続サービスを利用しないこと。

(6) 電気通信設備、デジタルホームターミナル、C-CASカード、ケーブルモデム、ACASチップを善良な管理者の注意をもって管理し、当社の承諾がある場合を除き、移動、禁止、取外し、変更、分解又は損壊をしないこと。

(7) 本サービスの利用にあつて次の行為(以下「禁止行為」といいます)を行わないこと。

- 1 他者もしくは当社の著作権、その他の権利を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
- 2 他者もしくは当社の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
- 3 他人を差別もしくは誹謗中傷し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為
- 4 猥褻・幼児虐待にあたる文書・画像・映像等の情報を提供する行為
- 5 他人になりすまして各種サービスを利用する行為
- 6 ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等の使用または情報を提供する行為
- 7 宛先が不特定または受信者の承諾を得ない広告、宣伝、勧誘等の電子メールを、一方的に送信する行為
- 8 本サービスにより利用する情報を改ざんまたは消去する行為
- 9 事実に反する、または利用そのおそれのある情報を提供する行為
- 10 事実上の不正行為若しくは犯罪行為に結びついたりおそれのある行為
- 11 犯罪行為若しくは犯罪行為に結びついたりおそれのある行為
- 12 前各号のいずれかに該当する行為をして他人の個人情報提供または助長する行為
- 13 その他、当社が不適切と判断する行為
- 14 当社から貸与されているデジタルホームターミナル及びケーブルモデムを、加入者が他人に貸与、買入れ、譲渡する行為
- 15 加入者及び利用者が直接又は間接を問わず、デジタルホームターミナル及びケーブルモデムの本体及びコンピュータプログラムにつき、複製、改造、変更、解析などを行う行為
- 16 加入契約の有効期間中はもとよりその終了後であっても、また、対価の有無にかかわらず、加入者及び利用者が当社の放送サービスを公に上映すること又はその複製や複製物を頒布する行為
- 17 利用者が1項の禁止行為を行った場合、その責任は当該利用者自身に帰属し、当社は一切の責任を負わないものとします。利用者が故意または過失により1項の禁止行為を行い、当社サービスの停止もしくは著しい支障を生じた場合、当該利用者は、当社が被った損害を賠償しなければなりません。
- 18 利用者は、前項の規定に違反して電気通信設備を失失し、又は著しく損じたときは、当社が指定する日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

当社は、利用者が違反したと認められた場合、本契約を解除し、デジタルホームターミナル及びケーブルモデムの返還請求が出来るものとします。この場合、利用者は当社からの返還請求日より起算し、10日以内に返却する義務を負います。尚、当社は不正受取者に損害賠償の請求出来るものとします。また、期間を経過してデジタルホームターミナル及びケーブルモデム

ムの返却がない場合は、これらの代金相当額を請求出来るものとします。

6 当社は、加入者が加入契約書に記載した、また利用者が利用申込書に記載した以外の場所でのデジタルホームターミナル及びケーブルテレビを接続してサービスの提供を受けることと不正利用を防止いたします。また、当社は、加入者又は利用者が違反した場合、その状況に応じた利用料金相当額を請求できるものとします。

#### 第16条 (自営端末設備の接続)

- 利用者は、その契約者回線の技術基準に適合することについて指定認定機関(事業法施行規則第32条第1項第5号に基づき総務大臣が指定した者をいいます。以下同じとします。)の認定を受けた端末機器以外の自営端末設備を接続するときは、当社所定の書面により請求をしていただきます。
- 1 当社は、前項の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。  
(1) その接続が別表1の技術基準に適合しないとき。  
(2) その接続が、事業法施行規則第31条で定める場合に該当するとき。
  - 2 当社は、前項の請求の承諾に当たっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときを除き、その接続が別表1の技術基準に適合することかどうかの検査を行います。
  - 3 前項の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
  - 4 2の利用者は、工事担当者規則(昭和60年郵政省令第28号)第4条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている場合に自営端末設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地監督させなければなりません。ただし、同規則第3条で定める場合を除き、この限りではありません。
  - 5 利用者は、その自営端末設備を変更したときについても、前各項の規定に準じて取り扱います。
  - 6 利用者は、その契約者回線に接続されている自営端末設備を取りはずしたときは、当社に通知していただきます。

#### 第17条 (自営端末設備に異常がある場合等の検査)

- 当社は、その契約者回線に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要と認めるときは、利用者に、その自営端末設備の接続が別表1の技術基準に適合することかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、利用者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第32条第2項で定める場合を除き、検査を受けることを承諾していただきます。
- 1 前項の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
  - 2 第1項の検査を行った結果、自営端末設備が別表1の技術基準に適合していると認められないときは、利用者は、その自営端末設備を契約者回線から取りはずしていただきます。

#### 第18条 (当社の電気通信回線の接続)

- 利用者は、その契約者回線の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、契約者回線と当社が提供する電気通信サービスに係る電気通信回線との接続の請求をすることができます。この場合次に掲げる事項について記載した当社所定の書面を当社事業局に提出していただきます。
- (1) その接続に係る電気通信回線の名称
  - (2) その接続を行う場所
  - (3) その接続を行うために使用する電気通信設備の名称
  - (4) その他その接続の請求の内容を特定するための事項

#### 第19条 (自営電気通信設備の接続)

- 利用者は、その契約者回線の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、自営電気通信設備を接続するときは、当社所定の書面により、請求をしていただきます。
- 1 当社は、前項の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。  
(1) その接続が別表1の技術基準に適合しないとき。  
(2) その接続により当社の電気通信回線の保持が経営上困難となることについて、総務大臣の認定を受けたとき。
  - 2 当社は、前項の請求の承諾に当たっては、事業法施行規則第31条の規定に該当するときを除き、その接続が別表1の技術基準に適合することかどうかの検査を行います。
  - 3 前項の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
  - 4 2の利用者は、工事担当者規則(昭和60年郵政省令第28号)第4条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている場合に自営端末設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地監督させなければなりません。ただし、同規則第3条で定める場合を除き、この限りではありません。
  - 5 利用者は、その自営電気通信設備を変更したときについても、前各項の規定に準じて取り扱います。
  - 6 利用者は、その契約者回線に接続されている自営電気通信設備を取りはずしたときは、当社に通知していただきます。

#### 第20条 (自営電気通信設備に異常がある場合等の検査)

- 当社は、契約者回線に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合、その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については第17条(自営端末設備に異常がある場合等の検査)の規定に準じて取り扱います。
- (1) その接続に係る電気通信回線の名称
  - (2) その接続を行う場所
  - (3) その接続を行うために使用する電気通信設備の名称
  - (4) その他その接続の請求の内容を特定するための事項

#### 第21条 (他社回線の接続)

- 利用者は、その契約者回線の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、契約者回線と当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線(以下「他社回線」といいます。))との接続の請求をすることができます。この場合に次に掲げる事項について記載した当社所定の書面を当社事業局に提出していただきます。
- (1) その接続に係る電気通信回線の名称
  - (2) その接続を行う場所
  - (3) その接続を行うために使用する電気通信設備の名称
  - (4) その他その接続の請求の内容を特定するための事項

#### 第22条 (加入者施設の維持管理)

- 加入者及び利用者は、当社の電気通信設備に接続されている自営端末設備等を善良な管理者の注意を持って取り扱ひ、加入者施設について維持管理責任を負うものとします。
- 1 当社は、加入者及び利用者からの本施設に関する異常の通知を受けた場合、加入者施設の調査および修復の対応を行うものとします。なお、調査および修復に係る出張費、作業調整費および機材料(以下「技術費」といいます。))は、無償とします。次の各号の場合には、前項の定めに関わらず技術費が有償となるが、または当社として対応できない事があることを加入者及び利用者は事前に承諾するものとします。  
(1) 増設案などにより加入者施設に変更があった場合  
(2) 原因となった箇所が保安器または棟内ノード出力端子以降のCATV増幅器及び分岐・分配器を除く各テレビ端子までの修復  
(3) 利用者のテレビ、パソコン等に起因する異常の場合
  - 2 加入者及び利用者または第三者の故意または過失による障害
  - 3 付加機能にて提供されるメールアカウントには、弊社が実施するメンテナンス情報他、弊社からのお知らせを送信させていただきます。

#### 第23条 (利用の中止)

- 当社は、次の場合には、本サービスの利用を中止することができます。
- (1) 当社の電気通信設備の保守上、又は工事にやむを得ないとき。
  - (2) 当社が設置する電気通信設備の障害等やむを得ない事由があるとき。
  - (3) 第20条(通信利用の制限等)の規定により通信利用を中止するとき。
  - (4) 他の電気通信事業者の電気通信サービスに障害が生じ、インターネット接続サービスの提供が困難になったとき。
- 1 当社は、前項の規定により本サービスの利用の中止をしようとするときは、あらかじめ加入者及び利用者へ通知します。但し、緊急事態やむを得ない場合にはこの限りではありません。

#### 第24条 (利用の停止)

- 当社は、加入者及び利用者が次のいずれかに該当するときは、本サービスの利用を停止することができます。
- (1) 料金その他の債務について、支払い期日を経過してもなお支払わないとき。
  - (2) 第15条(利用に係る利用者の義務)の規定に違反したとき。
  - (3) 当社が提供する本サービスを直接又は間接に利用する者の利用に対し重大な支障を与える態様において利用したとき。
  - (4) 契約者回線に、自営端末設備、自営電気通信設備、当社以外の電気通信事業者の電気通信回線等を当社の承諾を得ずに接続したとき。
  - (5) 第17条(自営端末設備に異常がある場合等の検査)若しくは第20条(自営電気通信設備に異常がある場合等の検査)若しくは事業法または事業法施行規則の規定に違反して当社の検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果、別表1の技術基準等に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備について電気通信設備としての接続を廃止しないとき。
  - (6) 前各号のほか、この約款に違反する行為、本サービスに関する当社の業務の遂行、又は当社の電気通信設備と接続し支障を及ぼすもしくはおそれのある行為を行ったとき。
- 1 当社は、前項の規定により本サービスの利用を停止するときは、あらかじめ理由、利用の停止をする日及び期間を加入者及び利用者へ通知します。ただし、加入者及び利用者から第15条の禁止行為を行った場合または当社が該当すると判断した場合は、加入者及び利用者へ通知せず利用停止または情報の削除等の措置をとる場合があります。
  - 2 当社は、前2項の規定により本サービスの提供を停止された利用契約について、利用者が尚その事実を解明しない場合、その利用契約を解除することができます。
  - 3 当社は、利用者が1項各号のいずれかに該当する場合、その事実が当社の業務遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず直ちに利用契約を解除することができます。
  - 4 当社は、利用契約を解除しようとする場合、あらかじめ利用者にその旨を通知します。

#### 第25条 (通信の条件)

契約者回線に係る通信は、契約者回線等との間で行うことができます。

2 利用回線に係る通信は、契約者回線等との間で行うことができます。

#### 第26条 (通信利用の制限等)

当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要と認められる場合に緊急を要する通信を優先的に取り扱うため、電圧低下の機能を設置している契約者回線以外のものによる通信の利用を制限する措置を講ずることがあります。

機	関	名
気象機関		
水防機関		
消防機関		
災害救助機関		
警察機関(海上保安庁の機関を含みます)		
防衛機関		
輸送の確保に直接関係がある機関		
通信の確保に直接関係がある機関		
電力の供給の確保に直接関係がある機関		
ガスの供給の確保に直接関係がある機関		
水道の供給の確保に直接関係がある機関		
選挙管理機関		
新聞社の機関		
放送事業者の機関		
通信社の機関		
預貯金業務を行う金融機関		
国又は地方公共団体の機関		

- 1 当社は、契約者回線に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合、その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については第17条(自営端末設備に異常がある場合等の検査)の規定に準じて取り扱います。

- 3 当社は、インターネット上の児童ポルノの流通による被害児童の権利侵害の拡大を防止するために、当社または児童ポルノアドレスリストを作成管理団体の児童の権利を著しく侵害すると判断した児童ポルノ画像および映像について、事前に通知することなく、契約者の接続先サイト等を把握した上で、当該画像および映像を閲覧できない状況に置くことがあります。
- 4 当社は、前項の措置に伴い必要限度で、当該画像および映像の流通と直接関係のない情報についても閲覧できない状態に置く場合があります。
- 5 当社は、前項の措置については、児童の権利を著しく侵害する児童ポルノに係る情報のみを対象とし、また、通信の秘密を不当に侵害せず、かつ、違法性が阻却されると認められる場合限り行います。

#### 第27条 (故障)

- 利用者は、本サービスが利用できなくなったときは、当社に点検の請求をしますものとします。
- 点検の結果、電気通信設備、デジタルホームターミナル、C-CASカード、ケーブルモデム、に故障がある場合には、当社が当社の負担でその故障設備を修理します。宅内設備及び受信機に故障がある場合には、出張費用及びその設備の修理に要する費用は利用者の負担となります。
- 1 B-CASカードが利用できなくなったときは、B-CASカードの機能不全により視聴障害が発生した場合は、B-CASが定めた「B-CASカード使用許諾契約書」に基づき、B-CASの責任において正常なカードと取り換えがされます。
  - 2 当社により利用者に貸与されたB-CASカード及びB-CASの責任において正常なカードと取り換えがされます。
  - 3 前項の規定にかかわらず、利用者の故意又は過失により、電気通信設備、引込設備、デジタルホームターミナル、C-CASカード、ケーブルモデムが滅失、破損した場合には、その設備の修理等に要する費用は利用者の負担となります。

#### 第28条 (利用料金)

- 利用者は、本サービスの利用に際し、定めたとおりにお支払いいただきます。
- 1 放送に基くNHKの放送受信料はデジタル放送サービス基本利用料金の中には含まれませんので、利用者は別途NHKと受信契約を締結し、放送受信料を支払わなければなりません。
  - 2 WOWの有料放送サービス視聴料金は、デジタル放送サービス基本利用料金の中には含まれませんので、WOWの受信を希望する加入者は、WOWと所定の受信契約を締結していただくことになります。
  - 3 社会情勢の変化・提供するサービス内容の拡充に伴い、当社は利用料金の改定をすることがあります。その場合は改定月の1ヶ月前までに利用者に通知いたします。

#### 第29条 (利用料金の計算)

- 基本利用料金は、放送サービスを受け始めた月は、1日から末日までの1ヶ月を単位として計算し、利用期間より1ヶ月に満たない場合には、日割り計算によりお支払いいただきます。それ以降は、1日から末日までの1ヶ月を単位として計算し、利用期間が1ヶ月に満たない場合であっても1ヶ月分をお支払いいただきます。
- 1 乗線又はブルーレイ搭載乗線又は新4K放送対応S T B及び新4K放送対応乗線利用料金、ケーブルプラス STB2は、放送サービスを受け始めた月は、1日から末日までの1ヶ月を単位として計算し、利用期間より1ヶ月に満たない場合には、日割り計算によりお支払いいただきます。それ以降は、1日から末日までの1ヶ月を単位として計算し、利用期間が1ヶ月に満たない場合であっても1ヶ月分をお支払いいただきます。
  - 2 デジタルハイチャンネル利用料金は、1日から末日までの1ヶ月を単位として計算し、利用期間が1ヶ月に満たない場合であっても1ヶ月分をお支払いいただきます。
  - 3 IP-VOD月額基本料金は、放送サービスを受け始めた月は、1日から末日までの1ヶ月を単位として計算し、利用期間より1ヶ月に満たない場合には、日割り計算によりお支払いいただきます。それ以降は、1日から末日までの1ヶ月を単位として計算し、利用期間が1ヶ月に満たない場合であっても1ヶ月分をお支払いいただきます。
  - 4 IP-VODビデオオンデマンド視聴料金は、コンピュータコンテンツの「IP-VODサービス視聴料」とNHKその他会社が別に定める事業者(以下「提供事業者」といいます)が提供するサービス提供事業者が別に定める規約によりします。

#### 第30条 (利用料金の請求及び支払)

- 当社は、利用料金内、デジタル放送サービス基本利用料金及び乗線又はブルーレイ搭載乗線料金又は新4K放送対応S T B及び新4K放送対応乗線料金、ケーブルプラス STB2及びIP-VOD利用料金は翌月に請求し、デジタルハイチャンネル利用料金については、別途当社に定める月に請求するものとします。
- 1 当社は、宅内設備工事、特殊工事の費用、第31条(延滞金)に定める延滞金、その他の債務が発生した場合、これを前項の利用料金に合算して加入者に請求します。
  - 2 利用者は、当社が定める期日までに、当社が認めた金融機関口座およびクレジットカード会社から支払うものとします。
  - 3 当社は、利用者に對し、請求書、領収書の発行を行わないものとします。
  - 4 利用者は、サービスの料金を、当社に承諾を得た上で、第三者に支払っていただくことができます。

#### 第31条 (延滞金)

利用者は、利用料金、工事費その他の債務を延滞した場合、支払い期日の翌日から支払いの日までの期間に応じて、年利14.6%の延滞金を当社に支払うものとします。

#### 第32条 (割増金)

利用者は、料金又は工事に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を計算しない額)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が別に定める方法により支払っていただきます。

#### 第33条 (消費税相当額の加算)

会社は、料金その他のお支払について、歴月に従って発生した料金等に、消費税相当額を加算して計算します。ただし、延滞金に相当するものは、消費税相当額を加算しません。

#### 第34条 (別表に記載してありす税別額に基づき計算した金額と、実際のご請求金額が異なる場合があります。)

会社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

#### 第35条 (修理又は復旧の順位)

当社は、当社の電気通信設備が故障または滅失した場合で、かつその一部または全部の修理および復旧をすることができない場合は、電気通信事業法施行規則第55条及び第56条に規定された公共の利益のために優先的に取り扱われる通信を確保するため、当該規定に従った順序で電気通信設備を修理および復旧するものとします。

順	位	修	理	又	は	復	旧	す	る	電	気	通	信	設	備
1		気象機関に設置されるもの													
		水防機関に設置されるもの													
		消防機関に設置されるもの													
		災害救助機関に設置されるもの													
		警察機関に設置されるもの													
		防衛機関に設置されるもの													
		輸送の確保に直接関係のある機関に設置されるもの													
		通信の確保に直接関係のある機関に設置されるもの													
		電力の供給の確保に直接関係のある機関に設置されるもの													
2		ガスの供給の確保に直接関係のある機関に設置されるもの													
		水道の供給の確保に直接関係のある機関に設置されるもの													
		選挙管理機関に設置されるもの													
		新聞社の機関に設置されるもの													
		放送事業者の機関に設置されるもの													
		通信社の機関に設置されるもの													
		預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの													
		国又は地方公共団体の機関に設置されるもの(第1順位となるものを除きます)													
3		第1位順位及び第2位順位に該当しないもの													

#### 第36条 (修理又は復旧の場合の暫定措置)

当社は、当社の設置した電気通信設備を修理又は復旧するときは、故障又は滅失した契約者回線について、暫定的にその契約者回線を収容するインターネット接続サービス取扱局を変更することができます。

#### 第37条 (免責)

- 当社は、天災事変、放送衛星・通信衛星の機能停止および不可抗力等、当社の責めに帰すことのできない事由により本サービスが利用できなくなったことに対して、その責任を負わないものとします。
- 1 利用者が本サービスまたは本サービスを介して他のサービスを利用することにより、第三者に損害を与えた場合または第三者から損害を受けた場合は、加入者は、当事者間でこれを解消し、当社に一切の迷惑を及ぼさないものとします。ただし、利用者が本サービスの利用に関して当社の故意または重大な過失により損害を被った場合についてはこの限りではありません。
  - 2 当社は、当社が提供する電気通信設備以外の機器については一切の保証は行いません。
  - 3 当社は、この約款の変更により、自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更(以下この条において「改造等」といいます)を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用は、負担しません。ただし、技術的制約(事業法)の規定に基づき当社が定める本サービスに係る端末設備等の接続の技術的制約をいいます。)の改造または変更により、現に契約者回線に接続されている自営端末設備または自営電気通信設備の改造を要する場合は、当社は、その改造等に要する費用のうちその変更した規定に係る部分に限り負担します。
  - 4 当社は、当社の機器において、登録提供された情報、文章等が、当社の機器の所定の記憶容量を超過した場合、加入者、及び利用者に事前に通知なく当該情報、文章を削除することがあります。この場合当社は削除したこと、または削除しなかったことにより加入者、及び利用者、または第三者に生じた損害について責任を負いません。
  - 5 当社から送付するメンテナンス情報等を、加入者、及び利用者の設定により受信できない場合であっても、通常その到達すべき時刻にその加入者、及び利用者へ通知内容を通知したものと扱おうとしていただきます。
  - 6 デジタルホームターミナルに係る免責事項について次に定めます。  
(1) 当社は、録画機能付きデジタルホームターミナルの不具合、脱機、紛失等の原因により、録画・編集したデータが滅失した場合又は正常に録画できなかった場合等により生じた損害については、原因の如何を問わず、一切の責任を負わないものとします。  
(2) 利用者は、録画機能付きデジタルホームターミナルの不具合、故障に備えて、録画・編集したデータを他の媒体に移動又は複製することができます。ただし、当社はその責任を負いません。  
(3) 当社は、録画機能付きデジタルホームターミナルを修理、交換する場合、録画機能付きデジタルホームターミナルを回収します。その際、利用者は、録画・編集したデータについての一切の権利を放棄するものと、当社はその補償を行わないものとします。  
(4) 当社は、利用者が、デジタルホームターミナルの通信機能の一切により損害を被った場合又は設備、技術的制約に起因し通信機能が利用できなくなったことにより損害を被った場合において、一切の責任を負わないものとします。

#### 第38条 (秘密保持)

加入者及び利用者及び当社は、契約の履行、および本サービスの提供に関し知り得た契約者及び当社の機密を第三者に開示してはなりません。

#### 第39条 (個人情報)

当社は、利用者の個人情報を「個人情報保護方針」と及び「個人情報の取扱いについて」に基づいて適正に取り扱います。当社は、利用者の個人情報を利用目的以外に利用しないものと、利用者の同意なしに第三者に開示または提供しないものとします。

#### 第40条 (宅内設備の設置工事)

宅内工事は、当社指定の業者で実施するものと、また、宅内工事は当社の指定する工法及び使用機器によるものとします。

2 加入者及び利用者は、当社に無断で宅内設備の改変、補修、増設及び機器などを接続する工事はできません。

#### 第41条 (設備の設置場所の変更)

利用者は、同一世帯内においてのみ事前に当社に届け出て、デジタルホームターミナル及びケーブルモデムの設置場所の変更が出来るものとします。但し、宅内工事は原則として当社または当社指定の業者に実施させるものとします。また、デジタルホームターミナル及びケーブルモデムの設置場所変更に伴う宅内工事の費用負担及び工事の費用負担については別途当社が定める費用は利用者の負担となります。

#### 第42条 (権利の譲渡)

当社は、利用者の利用契約上の権利の譲渡を禁止します。但し、利用者が正当な事由をもってあらかじめ当社に届け出、当社が

これを認めた場合には、この限りではありません。

2 前項により、権利の譲渡があった場合、譲受人（新利用者は、譲渡人（旧利用者は）の総ての義務を継承するものとします。

第43条（地位の継承）  
相続又は法人の合併により利用者の地位の継承があった場合には、相続人又は合併後の承継法人もしくは合併により設立された法人は、これを証明する書類を添えて速やかに当社に届け出ていただきます。

2 前項の場合、相続人が2人以上あるときは、その内の1人を当社に対する代表者として届け出ていただきます。

第44条（サービスの終了）  
社会情勢の変化、技術革新、設備更新、サービスの拡充に伴い、当社はサービスの一部または全部を終了する場合があります。その場合は、終了の6ヶ月前までに加入者に通知いたします。

第45条（解約）  
利用者は、利用契約を解約しようとする場合、解約を希望する日の30日以前に当社に届け出るものとします。

第46条（契約終了時の処理）  
当社は、解約又は解除により利用契約が終了する場合、デジタルホームターミナル、ケーブルモデム、C-GASカード及び「B-GASカード使用許諾契約書」に基づきC-GASカードを撤去するものとし、撤去に伴い利用者が所有又は占有する家具、敷地、構築物などの復旧を要する場合、その費用は利用者が負担するものとします。また、デジタルホームターミナル、ケーブルモデム、C-GASカード、B-GASカードの撤去に要する別途当社が定める費用は、利用者の負担となります。

2 利用者は、解約又は解除により利用契約が終了する場合、終了の日までに発生した料金、その他の債務を利用契約の終了の日に変換するものとします。

3 当社は、解約又は解除により利用契約が終了する場合であっても、加入契約料金は返還しないものとします。

第47条（加入者及び利用者からの契約者回線の設置場所の提供等）  
契約者回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、当社が契約者回線及び端末設備を設置するために必要な場所は、その加入者、および利用者から提供していただきます。ただし、加入者及び利用者から要請があったときは、当社は、当社が別に定めるところにより、その利用者回線及び端末設備の設置場所を提供することがあります。

2 加入者及び利用者とは、契約者回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、当社の電気通信設備を設置するために管路等の特別な設備を使用することを希望するときは、自己の負担によりその特別な設備を設置していただきます。

第48条（加入者及び利用者からの電気の提供）  
当社が利用契約に基づき設置する本サービスに必要な電気は、加入者及び利用者から提供していただきます。また当社が利用者に基づき設置する電気通信設備に伴い電気が必要な場合は加入者及び利用者から提供していただきます。

第49条（承諾の限界）  
当社は、加入者及び利用者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき、又は保守することが著しく困難である等当社の上支障がある場合は、その請求を承諾しないことがあります。その場合は、その理由を請求した加入者及び利用者へ通知します。ただし、この約款に別段の定めがある場合には、その定めるところによります。

(書面解除)

第50条 加入者は、契約書面を受領した日（有料放送の役務の提供が開始された日が契約書面の受領日より遅い場合は当該開始日）から起算して8日を経過するまでの間、書面により有料放送の役務の提供契約を解除することができます（以下「書面解除」といいます）。ただし、法人契約等放送法で定める場合はこの限りではありません。

2 初期契約解除の効力は前項の書面を発送した時に生じます。

3 第1項の書面には、契約書面を受領した日（有料放送の役務の提供が開始された日が契約書面の受領日より遅い場合は当該開始日）の、当該契約の内容、加入者住所、加入者氏名、当該契約の解除を行うことを明記し、会社まで提出いただきます。郵送で行う場合は封筒郵便にて送付していただきます。郵送の場合、当該書面を会社が受領したときに書面解除の効力が生じます。なお、当該書面郵便に付された消印日が第1項の期間を超過している場合、当社は当該書面を受理しません。

4 加入者は、書面解除をしたことにより、以下の料金を除き、損害賠償若しくは違約金その他金銭等を会社より請求されることはありません。

(1) 書面解除までの期間において加入者が提供を受けた利用料金。  
(2) 事務手数料3,000円（税込3,300円）  
(3) 既に工事が実施された場合の引込線工事費5,000円（税込5,500円）

5 加入者が有料放送の役務の提供契約に付き書面解除を行った場合、当該契約に関して会社が受領している金銭等については、前項の利用料金等を控除した現金を加入者に返還するものとします。

6 会社が書面解除制度について、加入者に対して事実と異なることを告げたことにより、加入者が告げられた内容を事実であると誤認し書面解除を利用できなかった場合は、第1項の期間を経過した場合でも、改めて書面解除ができる旨を記載した書面を加入者が受領した日から起算して8日を経過するまでの間、書面により契約の解除を行うことができるものとします。この場合の解除の効果等については、書面契約解除と同様とします。

第51条（サイバー攻撃への対応）  
当社は、国立研究開発法人情報通信研究機構(平成11年法律第162号、以下「機構法」といいます。)に基づき国立研究開発法人情報通信研究機構(以下「機構」といいます。)が行う特定アクセス行為(機構法の平成13年1月6日閣内閣府令第8条第4項第1号に定めるものをいいます。以下同じとします。)に係る電気通信の送信先の電気通信設備に関して、機構が行う、送信型対電気通信設備サイバー攻撃(事業法第116条の42第1項第1号に定めるものをいいます。以下同じとします。)のおそれへの対処を求める通知に基づき、その送信型対電気通信設備サイバー攻撃により当社の電気通信役務の提供に支障が生ずるおそれがある場合に、当社が必要と認める限度で、その特定アクセス行為に係る電気通信の送信先の電気通信設備のIPアドレス及びその電気通信の通信日時から、その電気通信設備を接続するインターネット接続サービス利用契約者を確認し、注意喚起を行うことがあります。

別表1 自営端末設備又は自営電気通信設備が適合すべき技術基準

区別	技術基準
本サービス	端末設備等規則(昭和60年郵政省令31号)で定める技術基準

別表2 インターネット接続事業者

株式会社コミュニティネットワークセンター
----------------------

別表3 本サービスにおける基本的な技術事項

項目	規格
相互接続回路	IEEE802.3 10BASE-T 準拠
	IEEE802.3u 100BASE-TX 準拠
	IEEE802.3ab 1000BASE-T 準拠
	IEEE802.11b 準拠
	IEEE802.11g 準拠
	IEEE802.11n 準拠

別表4 技術参考資料の項目

項目	内容
自営端末設備又は自営電気通信設備に係る接続条件	(1) 物理的条件 (2) 電気的条件 (3) 論理的条件

別表5 別表6

別表7

別表8

別表9

別表10

別表11

別表12

別表13

別表14

別表15

別表16

別表17

別表18

別表19

別表20

別表21

別表22

別表23

別表24

別表25

別表26

別表27

別表28

別表29

別表30

別表31

別表32

別表33

別表34

別表35

別表36

別表37

別表38

別表39

別表40

別表41

別表42

別表43

別表44

別表45

別表46

別表47

別表48

別表49

別表50

別表51

別表52

別表53

別表54

別表55

別表56

別表57

別表58

別表59

別表60

別表61

別表62

別表63

別表64

別表65

別表66

別表67

別表68

別表69

別表70

別表71

別表72

別表73

別表74

別表75

別表76

別表77

別表78

別表79

別表80

別表81

別表82

別表83

別表84

別表85

別表86

別表87

別表88

別表89

別表90

別表91

別表92

別表93

別表94

別表95

別表96

別表97

別表98

別表99

別表100

別表101

別表102

別表103

別表104

別表105

別表106

別表107

別表108

別表109

別表110

別表111

別表112

別表113

別表114

別表115

別表116

別表117

別表118

別表119

別表120

別表121

別表122

別表123

別表124

別表125

別表126

別表127

別表128

別表129

別表130

別表131

別表132

別表133

別表134

別表135

別表136

別表137

別表138

別表139

別表140

別表141

別表142

別表143

別表144

別表145

別表146

別表147

別表148

別表149

別表150

別表151

別表152

別表153

別表154

別表155

別表156

別表157

別表158

別表159

別表160

別表161

別表162

別表163

別表164

別表165

別表166

別表167

別表168

別表169

別表170

別表171

別表172

別表173

別表174

別表175

別表176

別表177

別表178

別表179

別表180

別表181

別表182

別表183

別表184

別表185

別表186

別表187

別表188

別表189

別表190

別表191

別表192

別表193

別表194

別表195

別表196

別表197

別表198

別表199

別表200

別表201

別表202

別表203

別表204

別表205

別表206

別表207

別表208

別表209

別表210

別表211

別表212

別表213

別表214

別表215

別表216

別表217

別表218

別表219

別表220

別表221

別表222

別表223

別表224

別表225

別表226

別表227

別表228

別表229

別表230

別表231

別表232

別表233

別表234

別表235

別表236

別表237

別表238

別表239

別表240

別表241

別表242

別表243

別表244

別表245

別表246

別表247

別表248

別表249

別表250

別表251

別表252

別表253

別表254

別表255

別表256

別表257

別表258

別表259

別表260

別表261

別表262

別表263

別表264

別表265

別表266

別表267

別表268

別表269

別表270

別表271

別表272

別表273

別表274

別表275

別表276

別表277

別表278

別表279

別表280

別表281

別表282

別表283

別表284

別表285

別表286

別表287

別表288

別表289

別表290

別表291

別表292

別表293

別表294

別表295

別表296

別表297

別表298

別表299

別表300

別表301

別表302

別表303

別表304

別表305

別表306

別表307

別表308

別表309

別表310

別表311

別表312

別表313

別表314

別表315

別表316

別表317

別表318

別表319

別表320

別表321

別表322

別表323

別表324

別表325

別表326

別表327

別表328

別表329

別表330

別表331

別表332

別表333

別表334

別表335

別表336

別表337

別表338

別表339

別表340

別表341

別表342

別表343

別表344

別表345

別表346

別表347

別表348

別表349

別表350

別表351

別表352

別表353

別表354

別表355

別表356

別表357

別表358

別表359

別表360

別表361

別表362

別表363

別表364

別表365

別表366

別表367

別表368

別表369

別表370

別表371

別表372

別表373

別表374

別表375

別表376

別表377

別表378

別表379

別表380

別表381

別表382

別表383

別表384

別表385

別表386

別表387

別表388

別表389

別表390

別表391

別表392

別表393

別表394

別表395

別表396

別表397

別表398

別表399

別表400

別表401

別表402

別表403

別表404

別表405

別表406

別表407

別表408

別表409

別表410

別表411

別表412

別表413

別表414

別表415

別表416

別表417

別表418

別表419

別表420

別表421

別表422

別表423

別表424

別表425

別表426

別表427

別表428

別表429

別表430

別表431

別表432

別表433

別表434

別表435

別表436

別表437

別表438

別表439

別表440

別表441

別表442

別表443

別表444

別表445

別表446

別表447

別表448

別表449

別表450

別表451

別表452

別表453

別表454

別表455

別表456

別表457

別表458

別表459

別表460

別表461

別表462

別表463

別表464

別表465

別表466

別表467

別表468

別表469

別表470

別表471

別表472

別表473

別表474

別表475

別表476

別表477

別表478

別表479

別表480

別表481

別表482

別表483

別表484

別表485

別表486

別表487

別表488

別表489

別表490

別表491

別表492

別表493

別表494

別表495

別表496

別表497

別表498

別表499

別表500

別表501

別表502

別表503

別表504

別表505

別表506

別表507

別表508

別表509

別表510

別表511

別表512

別表513

別表514

別表515

別表516

別表517

別表518

別表519

別表520

別表521

別表522

別表523

別表524

別表525

別表526

別表527

別表528

別表529

別表530

別表531

別表532

別表533

別表534

別表535

別表536

別表537

別表538

別表539

別表540

別表541

別表542

別表543

別表544

別表545

別表546

別表547

別表548

別表549

別表550

別表551

別表552

別表553

別表554

別表555

別表556

別表557

別表558

別表559

別表560

別表561

別表562

別表563

別表564

別表565

別表566

別表567

別表568

別表569

別表570

別表571

別表572

別表573

別表574

別表575

別表576

別表577

別表578

別表579

別表580

別表581

別表582

別表583

別表584

別表585

別表586

別表587

別表588

別表589

別表590

別表591

別表592

別表593

別表594

別表595

別表596

別表597

別表598

別表599

別表600

別表601

別表602

別表603

別表604

別表605

別表606

別表607

別表608

別表609

別表610

別表611

別表612

別表613

別表614

別表615

別表616

別表617

別表618

別表619

別表620

別表621

別表622

別表623

別表624

別表625

別表626

別表627

別表628

別表629

別表630

別表631

別表632

別表633

別表634

別表635

別表636

別表637

別表638

別表639

別表640

別表641

別表642

別表643

別表644

別表645

別表646

別表647

別表648

別表649

別表650

別表651

別表652

別表653

別表654

別表655

別表656

別表657

別表658

別表659

別表660

別表661

別表662

別表663

別表664

別表665

別表666

別表667

別表668

別表669

別表670

別表671

別表672

別表673

別表674

別表675

別表676

別表677

別表678

別表679

別表680

別表681

別表682

別表683

別表684

別表685

別表686

別表687

別表688

別表689

別表690

別表691

別表692

別表693

別表694

別表695

別表696

別表697

別表698

別表699

別表700

別表701

別表702

別表703

別表704

別表705

別表706

別表707

別表708

別表709

別表710

別表711

別表712

別表713

別表714

別表715

別表716

別表717

別表718

別表719

別表720

別表721

別表722

別表723

別表724

別表725

別表726

別表727

別表728

別表729

別表730

別表731

別表732

別表733

別表734

別表735

別表736

別表737

別表738

別表739

別表740

別表741

別表742

別表743

別表744

別表745

別表746

別表747

別表748

別表749

別表750

別表751

別表752

別表753

別表754

別表755

別表756

別表757

別表758

別表759

別表760

別表761

別表762

別表763

別表764

別表765

別表766

別表767

別表768

別表769

別表770

別表771

別表772

別表773

別表774

別表775

別表776

別表777

別表778

別表779

別表780

別表781

別表782

別表783

別表784

別表785

別表786

別表787

別表788

別表789

別表790

別表791

別表792

別表793

別表794

別表795

別表796

別表797

別表798

別表799

別表800

別表801

別表802

別表803

別表804

別表805

別表806

別表807

別表808

別表809

別表810

別表811

別表812

別表813

別表814

別表815

別表816

別表817

別表818

別表819

別表820

別表821

別表822

別表823

別表824

別表825

別表826

別表827

別表828

別表829

別表830

別表831

別表832

別表833

別表834

別表835

別表836

別表837

別表838

別表839

別表840

別表841

別表842

別表843

別表844

別表845

別表846

別表847

別表848

別表849

別表850

別表851

別表852

別表853

別表854

別表855

別表856

別表857

別表858

別表859

別表860

別表861

別表862

別表863

別表864

別表865

別表866

別表867

別表868

別表869

別表870

別表871

別表872

別表873

別表874

別表875

別表876

別表877

別表878

別表879

別表880

別表881

別表882

別表883

別表884

別表885

別表886

別表887

別表888

別表889

別表890

別表891

別表892

別表893

別表894</

5) ハッピー 2,593 円 (税込 2,852 円) 2 台目以降 500 円/台 (税込 550 円) (上記料金にはデジタルホームターミナル 1 台の機器使用料を含みます)
6) レギュラー+4 K スポーツ 2,393 円 (税込 2,632 円) (上記料金にはデジタルホームターミナル 1 台の機器使用料を含みます。なお、新 4 K 放送対応 S T B 利用料金は含まれません)
7) 劇スポ+4 K スポーツ 2,393 円 (税込 2,632 円) (上記料金にはデジタルホームターミナル 1 台の機器使用料を含みます。なお、新 4 K 放送対応 S T B 利用料金は含まれません)
8) ハッピー+4 K スポーツ 3,193 円 (税込 3,512 円) (上記料金にはデジタルホームターミナル 1 台の機器使用料を含みます。なお、新 4 K 放送対応 S T B 利用料金は含まれません)
② デジタルホームターミナル 2 台目以降追加月額利用料金 デジタルホームターミナル 1 台につき 500 円 (税込 550 円)
③ 楽録月額利用料金 デジタルホームターミナル 1 台につき 900 円 (税込 990 円)
④ ブルーレイ搭載楽録月額利用料金 デジタルホームターミナル 1 台につき 2,000 円 (税込 2,200 円)
⑤ 新 4 K 放送対応 S T B 月額利用料金 ケーブルプラス STB2 利用料金 デジタルホームターミナル 1 台につき 400 円 (税込 440 円)
⑥ 新 4 K 放送対応楽録月額利用料金 デジタルホームターミナル 1 台につき 1,300 円 (税込 1,430 円)
⑦ 外付けハードディスク 外付けハードディスク 1 台につき 900 円 (税込 990 円) ※別途ケーブルプラス STB2 の契約が必要です。
⑧ デジタルベイチャンネル月額利用料金 1) スターチャンネル 1 デジタルホームターミナル 1 台につき スターチャンネル 2 2,300 円 (税込 2,530 円) スターチャンネル 3 2) グリーンチャンネル HD デジタルホームターミナル 1 台につき グリーンチャンネル HD 1,200 円 (税込 1,320 円) 3) 衛星劇場 HD デジタルホームターミナル 1 台につき 1,800 円 (税込 1,980 円) 4) 東映チャンネル HD デジタルホームターミナル 1 台につき 1,500 円 (税込 1,650 円) 5) フジテレビ ONE デジタルホームターミナル 1 台につき フジテレビ TWO 1,000 円 (税込 1,100 円) ※ 上記デジタルベイチャンネルは 2010 年 3 月末日を以って新規申込受付を終了しました。 6) フジテレビ ONE スポーツ デジタルホームターミナル 1 台につき フジテレビ TWO ドラマ デジタルホームターミナル 1 台につき フジテレビ NEXT ライブ・プレミア デジタルホームターミナル 1 台につき 900 円 (税込 990 円) 7) レジャーチャンネル デジタルホームターミナル 1 台につき 900 円 (税込 990 円) 8) SPEED チャンネル デジタルホームターミナル 1 台につき 900 円 (税込 990 円) 9) J sports 1,2,3,4 HD デジタルホームターミナル 1 台につき 2,286 円 (税込 2,514 円) 10) J sports 4 HD デジタルホームターミナル 1 台につき 1,300 円 (税込 1,430 円) 11) 7ch 朝日チャンネル 1 ドラマ・バラエティ・アニメ デジタルホームターミナル 1 台につき 600 円 (税込 660 円) 12) V☆パラダイス デジタルホームターミナル 1 台につき 700 円 (税込 770 円) 13) V☆パラダイス HD デジタルホームターミナル 1 台につき 900 円 (税込 990 円) ※ 上記デジタルベイチャンネルのご視聴には、ACAS 対応セットトップボックス (新 4 K 放送対応 S T B 及び新 4 K 放送対応 楽録) のご利用が別途必要です。 14) パラダイステレビ デジタルホームターミナル 1 台につき 2,000 円 (税込 2,200 円) 15) レインボーチャンネル デジタルホームターミナル 1 台につき 2,300 円 (税込 2,530 円) 16) パラダイス+レインボー デジタルホームターミナル 1 台につき 2,690 円 (税込 2,959 円) 17) KNTV HD デジタルホームターミナル 1 台につき 2,500 円 (税込 2,750 円) 18) 日本映画専門チャンネル HD デジタルホームターミナル 1 台につき 700 円 (税込 770 円) 19) アニマックス HD デジタルホームターミナル 1 台につき 739 円 (税込 812 円) 20) フジテレビ NEXT ライブ・プレミア デジタルホームターミナル 1 台につき 1,200 円 (税込 1,320 円) 21) 時代劇専門チャンネル HD デジタルホームターミナル 1 台につき 700 円 (税込 770 円) 22) ディズニーマジックチャンネル HD デジタルホームターミナル 1 台につき ディズニージュニア 791 円 (税込 870 円) 23) Mnet HD デジタルホームターミナル 1 台につき 2,300 円 (税込 2,530 円) 24) 日テレデータス HD デジタルホームターミナル 1 台につき 900 円 (税込 990 円) 25) 日経 CNBC デジタルホームターミナル 1 台につき 900 円 (税込 990 円) 26) タカラヅカ・スカイ・ステージ デジタルホームターミナル 1 台につき 2,700 円 (税込 2,970 円) ※ 上記デジタルベイチャンネルのご視聴には、ACAS 対応セットトップボックス (新 4 K 放送対応 S T B 及び新 4 K 放送対応 楽録) のご利用が別途必要です。 27) AT-X デジタルホームターミナル 1 台につき 1,800 円 (税込 1,980 円) ※ 上記デジタルベイチャンネルのご視聴には、ACAS 対応セットトップボックス (新 4 K 放送対応 S T B 及び新 4 K 放送対応 楽録) のご利用が別途必要です。 28) CNN/US デジタルホームターミナル 1 台につき 1,800 円 (税込 1,980 円) ※ 上記デジタルベイチャンネルのご視聴には、ACAS 対応セットトップボックス (新 4 K 放送対応 S T B 及び新 4 K 放送対応 楽録) のご利用が別途必要です。 ⑤ IP-VOD 利用料金 1) 月額基本料金 デジタルホームターミナル 1 台につき 239 円 (税込 262 円) 2) ビデオコンテンツ視聴料金 ビデオコンテンツ毎に料金設定あり

2) インターネット接続サービス利用料

＜ TV&NET(セレクト L)プラン、TV&NET(セレクト)プラン、TV&NET プラン、NET プラン ＞

コース名	単位	料金額 (月額)
アパートプレミアムプラン (200Mbps)	1 回線ごとに	2,072 円 (税込 2,279 円)

アパートスタンダードプラン (110Mbps)	1 回線ごとに	メールアカウント標準提供数 11 個 929 円 (税込 1,021 円) メールアカウント標準提供数 6 個
アパートステップアッププラン (33Mbps)	1 回線ごとに	0 円 メールアカウント標準提供数 1 個

＜チョイスプラン (NET チョイス) ＞

コース名	単位	料金額 (月額)
アパートプレミアムプラン (200Mbps)	1 回線ごとに	2,922 円 (税込 3,214 円) メールアカウント標準提供数 11 個
アパートスタンダードプラン (110Mbps)	1 回線ごとに	1,779 円 (税込 1,956 円) メールアカウント標準提供数 6 個
アパートステップアッププラン (33Mbps)	1 回線ごとに	850 円 (税込 935 円) メールアカウント標準提供数 1 個
アパートスタートプラン (10Mbps)	1 回線ごとに	0 円 メールアカウント標準提供数 1 個

＜Wi-Fi プラン＞

コース名	単位	料金額 (月額)
アパートプレミアムプラン (200Mbps)	1 回線ごとに	0 円 メールアカウント標準提供数 11 個

3) 付加機能

区分	内容
メールアカウント追加サービス	利用者がコース毎の標準提供数を超えるメールアカウントを希望する場合に適用します。
グローバル DHCP サービス	当社の DHCP サーバーより動的に配布するグローバル IP アドレスにより、インターネット接続サービスを利用する場合に適用します。
固定グローバル IP サービス	当社があらかじめ指定したグローバル IP アドレスにより、インターネット接続サービスを利用する場合に適用します。
コンテンツフィルターサービス	有害なホームページの閲覧を制限する機能を持ったアプリケーションを利用者のパソコンにインストールし、インターネット接続サービスを利用する場合に適用します。
ウイルスチェック・迷惑メール対策サービス	電子メールに添付されるウイルスの駆除・迷惑電子メールを制限する機能を利用する場合に適用します。
セキュリティソフト (Aitainet ウイルスバスター 月額版サービス)	ウイルス駆除を含みインターネット上の様々な危険からパソコンを守る機能を持ったアプリケーションを利用者のパソコンにインストールし、インターネット接続サービスを利用する場合に適用します。
セキュリティソフト (マカフィー® セキュリティ サービス)	ウイルス駆除を含みインターネット上の様々な危険からパソコンを守る機能を持ったアプリケーションを利用者のパソコンにインストールし、インターネット接続サービスを利用する場合に適用します。
LAN 接続サービス	当社があらかじめ指定したグローバル IP アドレス群により、インターネット接続サービスを利用する場合に適用します。
Aitainet ドメインサービス M	利用者があらかじめ指定した仮想ドメイン名 (あらかじめ利用者が所有するドメイン名をいいます。以下同じとします。) に対して送られた電子メールを、当社に設置する情報蓄積装置により情報の蓄積及び配信を行う機能をいいます。
Aitainet ドメインサービス W/M	利用者があらかじめ指定した仮想ドメイン名 (あらかじめ利用者が所有するドメイン名をいいます。以下同じとします。) により、情報ページを使用して当社に設置する情報蓄積装置により情報の蓄積及び公開を行う機能をいいます。また、仮想ドメイン名に対して送られた電子メールを、当社に設置する情報蓄積装置により情報の蓄積及び配信を行う機能をいいます。
マネージド VPN サービス	当社の VPN サービスエリア内において、契約者が指定する拠点間を VPN 接続する場合に適用します。
メッシュ Wi-Fi サービス	網目状に張り巡らされた Wi-Fi ネットワークを構築する宅内 Wi-Fi サービスを適用します。
Hulu サービス	定額制動画配信サービス「Hulu サービス」を適用します。 ※別途 Hulu ホールディングスの定める利用規約 (以下「Hulu ホールディングス社規約」といいます。) への同意が必要です。また、利用料金の発生日は当社インターネット接続サービスと異なります。
Netflix サービス	定額制動画配信サービス「Netflix サービス」を適用します。 ※別途 Netflix 株式会社 の定める利用規約 (以下「Netflix 規約」といいます。) への同意が必要です。また、利用料金の発生日は当社インターネット接続サービスと異なります。
DAZN サービス	定額制動画配信サービス「DAZN サービス」を適用します。 ※ DAZN Limited 社の定める利用規約 (以下「DAZN 規約」といいます。) への同意が必要です。また、利用料金の発生日は当社インターネット接続サービスと異なります。

4) 付加機能使用料

種類	単位	料金額 (月額)
メールアカウント追加サービス料金	コース毎の標準提供数まで コース毎の標準提供数を超え 1 のメールアカウント毎に (標準と併せ最大 50 のメールアカウント)	基本利用料を含む 500 円 (税込 550 円)
グローバル DHCP サービス料金 *アパートプレミアムプランには含まれていません	1 の契約者回線毎に (付与数 1 IP)	500 円 (税込 550 円)
固定グローバル IP サービス	1 の固定グローバル IP アドレス毎に	3,500 円 (税込 3,850 円)
コンテンツフィルターサービス	1 の契約毎に	300 円 (税込 330 円)
ウイルスチェック・迷惑メール対策サービス	1 のメールアカウント毎に	基本利用料を含む
セキュリティソフト (Aitainet ウイルスバスター 月額版サービス)	1 の契約毎に (別途利用規約にある台数まで)	419 円 (税込 460 円)
セキュリティソフト (マカフィー® セキュリティ サービス)	1 の契約毎に (別途利用規約にある台数まで)	350 円 (税込 385 円)
LAN 接続サービス	1 の契約者回線毎に	26,000 円 (税込 28,600 円)
Aitainet ドメインサービス M	10 のメールアカウント及び 100MB まで	1,500 円 (税込 1,650 円)
Aitainet ドメインサービス W/M	情報ページの公開 及び 10 のメールアカウント併せて 200MB まで	2,000 円 (税込 2,200 円)
Aitainet ドメインサービス 共通	10 のメールアカウントを超え 10 のメールアカウント毎に (最大 100 のメールアカウント)	1,500 円 (税込 1,650 円)
	基本容量を超え 100MB 毎に (最大 5GB)	1,000 円 (税込 1,100 円)
	共用 SSL オプション	510 円 (税込 561 円)
マネージド VPN サービス	1 の VPN 装置台数毎に	1,400 円 (税込 1,540 円)
メッシュ Wi-Fi サービス	1 の契約毎に (機器 (Pod) は標準 2 台セット)	900 円 (税込 990 円)
メッシュ Wi-Fi サービス機器 (Pod) 追加	1 の機器毎に	500 円 (税込 550 円) ※メッシュ Wi-Fi サービスの加入が必要です。
Hulu サービス	1 の契約毎に	933 円 (税込 1,026 円)
Netflix サービス ベーシックプラン	1 の契約毎に	800 円 (税込 880 円)
Netflix サービス スタンダードプラン	1 の契約毎に	1,200 円 (税込 1,320 円)
Netflix サービス プレミアムプラン	1 の契約毎に	1,800 円 (税込 1,980 円)
DAZN サービス	1 の契約毎に	1,750 円 (税込 1,925 円)

5) 貸与機器価格相当分

デジタルホームターミナル 価格相当分	① 録画機能を持たないデジタルホームターミナル 24,000 円/台 (税込 26,400 円/台) ② 録画機能付きデジタルホームターミナル 48,000 円/台 (税込 52,800 円/台) ③ 再生機能及び録画機能付きデジタルホームターミナル 72,000 円/台 (税込 79,200 円/台) ④ 録画機能を持たない新 4 K 放送対応デジタルホームターミナル 44,000 円/台 (税込 48,400 円/台) ⑤ 録画機能付き新 4 K 放送対応デジタルホームターミナル 57,000 円/台 (税込 62,700 円/台) ⑥ ケーブルプラス STB2 34,700 円/台 (税込 38,170 円/台)
C-CAS カード 価格相当分	C-CAS カード 3,000 円/枚 (税込 3,300 円/枚)
ケーブルモデム 価格相当分	ケーブルモデム 25,000 円/台 (税込 27,500 円/台)

外付けハードディスク 価格相当分	外付けハードディスク 11,420 円/台 (税込 12,562 円)
無線 LAN 機器 (Pod) 価格相当分	無線 LAN 機器 (Pod) 18,000 円 (税込 19,800 円)

\*ご注意

- ①デジタル放送サービス基本利用料金には、番組利用料金、デジタルハイチャンネルの加入契約料金及び利用料金、WOWWの有料放送サービス利用料金、NHK 地上契約及び衛星契約受信料は含まれておりません。
- ②デジタル放送サービス基本利用料金（コミュニティ以外）には、チャンネルガイドひまわりの購読料を含みます。
- ③加入契約料金、利用料金、工事費は、加入促進の為割り引きすることがあります。